

○文部省告示第百九十九号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に地域を追加して指定し、同表下欄に掲げるとおりとする。
平成十二年十二月十三日

平成十二年十二月十三日

文部大臣 町村 信孝

名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
普門寺庭園	昭和五十六年文部省告示第三百三十九号	大阪府高槻市富田町四丁目	二九六〇番ノ一、三〇七〇番ノ一

○厚生省告示第三百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十七第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養に係る標準負担額(平成八年八月厚生省告示第二百三号)の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。ただし、平成十二年十二月三十一日以前に行われた食事療養に係る標準負担額については、なお従前の例による。

平成十二年十二月十三日
表中「七百六十円」を「七百八十円」に改める。

○厚生省告示第三百八十三号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第四項の規定に基づき、老人保健法第四十六条の五の二第四項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法を次のように定め、平成十三年一月一日から適用し、平成四年二月厚生省告示第三十号(老人保健法第四十六条の五の二第二項に規定する厚生大臣が定める額を定める件)は、平成十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成十二年十二月十三日
厚生大臣 坂口 力

老人保健法第四十六条の五の二第四項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法

老人保健法(以下「法」という)第四十六条の五の二第四項の厚生大臣が定める算定方法は、イ又はロに掲げる指定老人訪問看護の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める算定方法とする。

イ 次号に掲げる指定老人訪問看護以外の指定老人訪問看護

当該指定老人訪問看護につき法第四

十六条の五の二第四項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の十に相当する額(その額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときには、これを十円に切り上げるものとし、指定老人訪問看護を受ける者が同一の月に同一の訪問看護スティーション(同条第一項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)に支払った当該額の合計額が三千円に達するに至つたときは、その

月のその後の期間に当該訪問看護スティーションから受けける指定老人訪問看護については零とする。)を算定する方法

ロ 訪問看護スティーションであつて次号で定めるところにより都道府県知事に届け出たもの(以下「届出訪問看護スティーション」という)により行われる指定老人訪問看護 当該指定老人訪問看護の提供一日につき六百円(指定老人訪問看護を受ける者が同一の月に同一の届出訪問看護ステーションに当該額の支払を五回行つたときは、その月のその後の期間に当該届出訪問看護スティーションから受けける指定老人訪問看護については零とする。)を算定する方法

二 法第四十六条の五の二第四項の厚生大臣が定める算定方法について、前号ロに定める算定方法によることとしようとする訪問看護スティーションは、その旨を当該訪問看護スティーションの所在地の都道府県知事に届け出るものとし、当該届出をした訪問看護スティーションにより行われる指定老人訪問看護については、なお従前の例による。

訪問看護については、当該届出のあつた日の属する月の翌月の初日から同号ロに定める算定方法によるものとする。

三 届出訪問看護スティーションが、法第四十六条の五の二第四項の厚生大臣が定める算定方法について、第一号イに定める算定方法によることとしようとするときは、その旨を前号の都道府県知事に届け出るものとし、当該届出をした訪問看護スティーションにより行われる指定老人訪問看護については、当該届出のあつた日の属する月の末日までは第一号イに定める算定方法によるものとする。

○厚生省告示第三百八十四号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三十二条の二第二項の規定に基づき、老人保健の食事療養に係る標準負担額(平成八年八月厚生省告示第二百四号)の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。ただし、平成十二年十二月三十一日以前に行われた食事療養に係る標準負担額については、なお従前の例による。

平成十二年十二月十三日
厚生大臣 坂口 力

表中「七百六十円」を「七百八十円」に、「第二十二条の二の三第一項」を「第十八条の四第一項に改める。」

○厚生省告示第三百八十五号

老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)第二条の二第二項の規定に基づき、厚生大臣が定める疾病を次のように定め、平成十三年一月一日から適用し、昭和六十一年十二月厚生省告示第二百三十三号(老人保健法第二十八条第三項の規定に基づき、厚生大臣が定める疾病的を定める件)は、平成十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成十二年十二月十三日
厚生大臣 坂口 力

老人保健法施行令第二条の二第二項の規定に基づき厚生大臣が定める疾病

一 人工腎臓を実施している慢性腎不全

二 血漿(しよう)分画製剤を投与している先天性血液凝固第V因子障害又は先天性血液凝固第IX因子障害

三 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生大臣の定める者に係るものに限る。)

○厚生省告示第三百八十六号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三十条第一項及び第三十一条の三第三項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年一月厚生省告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当については、なお従前の例による。

平成十二年十二月十三日
厚生大臣 坂口 力

第五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保険醫療機関は、厚生大臣が指定する保険醫療機関の病棟における医疗及び特定療養費に係る療養に關して前二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該医疗及び特定療養費に係る療養を行つて当たり、あらかじめ、患者に対しその受領方法に関する説明を行わなければならぬこととしようとする訪問看護スティーションにより行われる指定老人訪問看護については、处方せんに改める。

第三十三条の次に次の様式を加える。

処 方 せ ん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						
公費負担医療の受給者番号						

保険者番号						
被保険者登録番号 被扶養者の登録番号						

患 者	氏 名			
	生年月日	明 太 昭 年 月 日	男・女	
区 分	被保険者・被扶養者			
交付年月日	平成 年 月 日			
処方せんの使用期間	平成 年 月 日			特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。

保険医療機関の:
所在地及び名称

電 話 番 号:

保 險 医 氏 名: ㊞

保険医療機関での: 病200以上・病200未満・診定率・診定額
自己負担区分

処 方					
備 考					
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号			
保険薬局の所在 地及び名称 医師名	平成 年 月 日	公費負担医療の 受給者番号			

備考 1. 保険医療機関での自己負担区分については、次の区分に従い、該当する記号を○で囲むこと。

(1) 病200以上: 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数(以下「病床数」という。月の途中において病床数に変更があった場合は、変更前の病床数。以下同じ。)が200床以上の病院である保険医療機関

(2) 病200未満: 病床数が200床未満の病院である保険医療機関

(3) 診定率: 診療所である保険医療機関であって、(4)に該当しないもの

(4) 診定額: 老人保健法(昭和57年法律第80号)第28条第5項に規定する届出保険医療機関

2. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。

3. この用紙は、日本工業規格A4列5番とすること。

4. 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)

第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。